



## 呉港保安対策総合訓練の実施について

国際埠頭施設の保安対策については、平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際海事機関（IMO）において、海事分野の保安対策強化を目的とするソーラス条約（海上人命安全条約）の改正が行われました。これに伴い、条約改正を国内において担保するため、平成16年度に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が施行され、呉港においても法律に基づいた運用を行っています。当該港湾施設におけるテロ対策訓練等の実施については同法31条及び施行規則第57条により、少なくとも毎年1回、かつ18か月を越えない間隔で実施することが規定されており、呉港保安委員会が呉港の関係機関等と連携を図り、呉港保安対策総合訓練を実施するものです。

- 1 日 時 令和4年11月17日（木） 14時30分～（1時間30分程度）
- 2 場 所 川原石南埠頭（呉市築地町 別紙位置図等参照）
- 3 主 催 呉港保安委員会（呉市港湾漁港課事務局）
- 4 訓練参加機関  
呉市、呉海上保安部、警察署（呉、広）、広島税関支署呉出張所、  
広島出入国在留管理局、中国運輸局呉海事事務所、中国地方整備局、  
王子マテリア(株)呉工場、中国木材(株)、三ツ子島埠頭(株)、呉港振興会

### 5 訓練概要

#### (1) 訓練1

- ①サミット警備実施本部から、「サミット会場沖合を徘徊していた黒い旗を掲げた船体白色の小型船が呉方面に走り去った」旨の通報を受け、巡視艇を発動させるとともに呉港保安委員会メンバーに情報共有
- ②巡視艇等により捜索中、川原石南埠頭において、情報に類似した小型船を発見、立入検査実施のため接近したところ、同小型船が、突然逃走開始
- ③小型船の発見と逃走情報を受けた警察において、岸壁にて警戒実施
- ④引き続き小型船に対して停船命令を実施するも停船せず、小型船から巡視艇に向けて小銃を発砲、巡視艇から逃走を続け、再度の発砲を受け、正当防衛射撃実施
- ⑤逃走船停船、制圧班により不審者の身柄確保

#### (2) 訓練2

- ①確保した被疑者から事情聴取したところ、川原石南埠頭に着岸中の貨物船に仲間がいるとの情報を得たことから、貨物船乗組員を上陸させる。
- ②入国審査官及び税関職員により、パスポート、指紋、手荷物検査の実施を試みたところ、手荷物検査を拒む乗組員が現れる。
- ③乗組員は手荷物を置いて逃走を試みるも機動隊員と相対、刃物を取り出し威嚇、攻撃を試みるも機動隊によって制圧・逮捕
- ④犯人の手荷物確認をしたところ、爆発物と判明。爆発物処理班により爆発処理  
訓練終了

※当日取材をご予定の機関は、入構許可証を川原石南埠頭正面ゲートでお渡しいたします。誠に勝手ながら、港湾漁港課まで、事前にご連絡をいただきますようお願いいたします。また、駐車場等の会場施設のご案内も正面ゲート付近で行います。



## 堺港保安対策総合訓練実施概要図【川原石南埠頭】

